

令和3年度第9回枝幸町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年3月30日(水) 午前10時30分～午前11時00分

2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2

3 出席委員

1番 松下正則	2番 今賢二	3番 関口真也
4番 向井地信之	5番 向井地靖浩	6番 佐藤忠昭
7番 阿部条吉	8番 中野勤	9番 寺前吉幸
10番 田中美代子	11番 諏訪隆	12番 平田勝一郎
13番 玉村良三	14番 高橋壮治	

4 議事日程

会議録署名委員の指名 3番 関口真也 4番 向井地信之

会期の決定 1日間

事務報告

議案第1号 農地法第5条の規定による許可について

協議事項 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)
及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤正勝

主査 佐賀信也

主事 坂東桃江

6 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様大変ご苦勞様です。ただ今から令和3年度第9回枝幸町農業委員会総会を開催します。初めに、高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。第9回の農業委員会総会ということで、今年度最後となりますこの総会に全員の出席をただけて嬉しく思っております。

最後ということで一年を振り返ると、ご承知のように、このような状況下のためハッピーロマンの会や農業者年金協議会等それぞれの活動があまりできない中で、出来る限り進めてこられたかと思えます。

ハッピーロマンの会については10月に何か活動を、ということで交流を兼ねた行事をひとつ開催しています。また、2月には宗谷の事業でオンライン交流会に2名が参加したという状況です。

農業者年金の方は、経営継承が対象となる農業者等に向けた説明会を検討していましたが、なかなかタイミングが合わず実施できませんでした。1月からは35歳未満の下限保険料が1万円になり、4月からは受給開始時期が65歳から範囲拡大、特例付加年金は上限なし、5月からは加入可能年齢が65歳まで広がるということで、制度も色々変わっております。

農業委員会については普段どおりといたしますか、情報交換等は出来ていない状況ですけれど、一般的な法令業務等の部分は滞りなく進めてこられたかと考えております。

今回は令和3年度の目標の点検評価と、来年度に向けた目標の設定の案が出ておりますのでよろしくご協議のほどお願いいたします。

本日議題は少ないですが、皆さんで慎重にご審議くださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局

出欠の状況を申し上げます。本日は14名様出席となっております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

日程第2

会議録署名委員 の指名

それでは、議事日程に従い会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。
3番 関口 真也委員、4番 向井地 信之委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3

会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。

会期については、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

日程第 4
事務報告

事務局

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日といたします。

日程第 4 事務報告を事務局より報告願います。

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第 5
議案第 1 号

事務局

日程第 5 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明願います。

(議案書 1 ページ 読み上げ)

当該地は農用地区域内農地ですが、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号 2 の二により不許可の例外事項に該当しております。

申請者は長年当町において砂利採取業務を行っており、提出された許可申請書並びに添付書類からも事業遂行及び農地復元に支障を生ずることはなく、公共事業等に使用される砂利であることから、転用はやむを得ないものと思われま

す。また、本申請地は令和 3 年 5 月 3 1 日開催の第 2 回農業委員会総会において決議された農地法第 5 条の規定による許可地と同地番内での申請となっております。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、松下委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては別冊の議案関係参考資料 1 ページから 2 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思

います。以上、議案第 1 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

日程第6
協議事項

事務局

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 協議事項「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局説明願います。

議案書2ページをお開きください。今回ご協議いただく内容につきましては、今年度第2回の農業委員会において計画した活動計画の点検と評価の案となっております。

農業委員会等に関する法律施行規則第15条の規定により、毎年6月30日までに公表することとなり、全国農業会議所のホームページ上で公表しております。

それでは内容の説明をさせていただきますが、例年この時期に、町の農政グループでも同じような調査を取りまとめしております。こちらの点検・評価とは数字の考え方等の抽出条件が若干違っていたのですが、同じ枝幸町の農業関連データとして、ある程度それぞれ支障のない範囲で数字を合わせていきたいということで、担当間の摺合せのうえ訂正したため、議案関係参考資料の差替えをさせていただきました。認定農業者の数、集積面積の部分が変更となっております。

議案関係参考資料3ページをお開きください。

I 農業委員会の状況です。1 農業の概要について、耕地面積、経営耕地面積は変更ありません。集積作業に伴う現況地目の見直しにより、農地台帳面積を計画時の11,980haから11,942haに変更しております。

農家数等の表は農林業センサスに基づいて記入することとなっておりますが、最新の公表データが計画時の2015年から2020年のものに更新されたため、その数字に変更しています。

2 農業委員会の体制につきましては、令和3年3月31日時点の計画より後に改選があったため、新体制の数字に変更しております。

議案関係参考資料4ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化です。1 現状及び課題の管内農地面積10,900haは変更なく、これまでの集積面積は10,240ha、集積率は93.94%です。

2 令和3年度の目標及び実績は、集積目標10,228haに対し実績は10,240haで、うち新規の集積は43.9ha、達成状況は100.11%です。

(3 目標の達成に向けた活動～4 目標及び活動に対する評価 読み上げ)

議案関係参考資料5ページをお開きください。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

2 令和3年度の目標及び実績ですが、関係機関等に情報確認したうえで0経営体と計画しており、実績についても同様です。

3 目標の達成に向けた活動の実績には、「来年度以降の新規参入を見据えた離農予定地の調査を実施した。」と記載しております。

4 目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価は、計画が0経営体でしたので記載しておりません。活動に対する評価は、「計画に沿った活動ができた。」と記載しております。

(議案関係参考資料6ページ～10ページ 読み上げ)

以上、令和3年度の活動の点検・評価(案)の説明とさせていただきます。

議案関係参考資料11ページをお開きください。

昨年までは「目標及びその達成に向けた活動計画」を作成しておりましたが、令和4年2月2付けの農林水産省経営局長通知により、令和4年度からはこちらの「最適化活動の目標の設定等」を作成することとなりました。

従来の活動計画の項目に加え、最適化活動の日数目標、活動強化月間とその取組内容、新規参入相談会への参加について新たに設定します。また、農地の集積について、今までの単年度目標に長期的な目標の欄が増えております。それでは内容の説明に入ります。

I 農業委員会の状況は、先に確認いただいた活動の点検・評価と同じ内容です。

議案関係参考資料12ページをお開きください。

Ⅱ 最適化活動の目標です。1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積の①現状及び課題は、先に確認いただいた点検・評価と同じ内容です。②令和8年度に95%の集積率を目標としていますが、前回総会で協議いただいた枝幸町の基本構想と北海道の基本構想を基に記載しております。新規集積面積は2ha、これまでの集積面積10,240haに加えて、今年度末の集積面積は10,242ha、集積率は93.96%を目標とします。

現在既に一定程度の面積が集積されていると考えておりますので、ここでは非農家所有地や不在住者所有地のうち、集積に向けて現在相談を受けている、今年度実際に動きそうな案件を新規集積面積として計上しています。

(2) 遊休農地の解消について、現状、遊休農地はございません。課題の部分には「現在遊休農地は存在しないが、経営規模縮小・離農を起因とする遊休農地発生が懸念される。」と記載しております。

議案関係参考資料13ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進①現状及び課題については、先にご確認いただいた点検・評価と同じ内容です。②目標ですが、先に触れた局長通知により、平成28年度から平成30年度の権利移動面積を記載しています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積182.3haの内訳は、令和4年度に保有合理化事業を活用し新規就農予定の方が受ける農地の合計です。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、一人あたり月6日、農業委員の人数は14人と記載しています。先ほどから出ております局長通知により、この年間目標の達成内容の点検・評価は、予め示された達成条件に応じて点数式で評価することとなりました。達成条件のうち点数をつけられる最低限の日数が6日以上でしたので、このように設定しています。

(2) 活動強化月間の設定目標です。回数は1回としていますが、同通知にて3月以上の設定をするよう示されているため、9月～11月と記載しております。

(3) 新規参入相談会への参加目標です。新型コロナウイルス感染症の影響で各種相談会の開催・参加については未だ流動的であると考え、1回としております。参加が想定される相談会は、今年度に枝幸町農業推進連絡協議会で参加実績のある、株式会社マイナビ主催の「農林水産FEST」、北海道主催の「北海道新規就農フェア」です。

以上、令和4年度の最適化活動の目標設定等の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。やはり以前から話題になっているように、活動記録簿が今後非常に大事なものになるかと思えます。

これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、協議事項「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は原案のとおり取りまとめることといたします。

以上で本日付議された議案は全て終了しました。これをもって令和3年度第9回枝幸町農業委員会総会を閉会します。

会議録署名委員 (議席 3番)

(議席 4番)